

## 特養利用者負担

# 年80万円増加例も

**安倍政権、低所得者要件を厳格化**

特別養護老人ホームの入所者（低所得者）の食費・居住費の負担軽減を行う「補足給付」が2015、16年と連続して改定されたことで負担増が年間80万円を超える人も出る厳しい実態があることが、金沢市内で特養を運営する、社会福祉法人やすらぎ福祉会がまとめた『酷書Part3』で明らかになりました。

### 石川の福祉法人が『酷書』

もともと補足給付は、世帯全員が住民税非課税であれば給付の対象でしたが、15年8月から収入算定が強化されました。非課税でも一定の預貯金がある場合は対象外に。また、入所時に特養の住所で住民登録し、配偶者と「世帯分離」して給付の対象だった人も、配偶者が住民税課税なら対象外になりました。

35人が負担増に。入所者のほぼ4人に1人あたります。従来型個室で年額約24万円、多床室は同約9万4000円、ユニット型は同27万円の負担増です。入所型特養（定員104人、個室と多床室）とユニット型特養（定員40人、個室）で、補足給付の対象から外された人は8人。負担増は月額年額80万6400円の人も

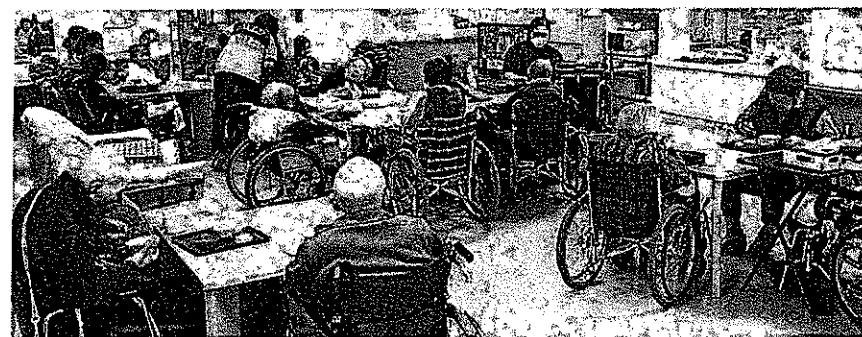
### 利用料が倍に

これにより同法人の従来型特養（定員104人、個室と多床室）で、特養（定員40人、個室）で、補足給付の対象から外された人は8人。負担増は月額年額80万6400円の人も

利用料が一挙に2倍になつたのは驚きです。本人負担を増やせばよいではなく、国・地方の予算配分自体を考え直さなければ」「本人の年金では到底まかなえない。それを補助する家族の暮らしが大変になつてくる」など不安の声が上がっています。

### 年金で払えず

やすらぎ福祉会の特養で食事をとる高齢者たち（金沢市内）



政府がさらなる負担増、給付減をねらうなか同法人では、「利用料が年金の範囲内で払えない人が増え、生活が脅かされている。これ以上の利用者負担増や給付の削減は限界だ」としています。

調査では15年の改定で特養の入所対象がそれまでの要介護1以上から「原則要介護3以上」に限定されたため、待機から外された人の声も聞きました。

住宅型有料老人ホームで待機をしていた80代の女性（要介護2）は、月8万円の年金から介護費用16万円を支払い、不足分は貯金をとりくずす生活。「長生きしてお金がなくなつたらどうしようか心配」（家族）など、苦しい実態を訴える声が寄せられています。